平成２４年（フ）第６１４号
堺市堺区海山町３丁148番地６　サンシティ海山Ｂ棟207号
債務者　山本　正博
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６４２号
堺市南区美木多上1359番地２　老人保健施設美樹の園、住民票上の住所堺市西区鳳北町４丁220番地１　北鳳団地Ｄ棟501号
債務者　上西　徳三
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６４８号
堺市東区西野146番地11
債務者　大野　絵美（旧姓傳田）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７３号
堺市南区新檜尾台３丁２番５―101号
債務者　平井　克也
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６９８号
堺市西区上野芝町３丁７番21―407号
債務者　神邊　功次
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
香川県高松市番町４丁目11番５号
債務者　髙山　峯子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７０号
香川県高松市屋島西町2105番地24　アルファパーク屋島参番館607
債務者　森　　**荘**太（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７１号
香川県高松市屋島西町2105番地24　アルファパーク屋島参番館607
債務者　森　由美子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２６６号
大分市大字片島69番地　コスモハイツα１―202
債務者　永松ひろみ
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６２号
北海道岩見沢市美園４条６丁目２番６号
債務者　鈴木早智子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第７１号
北海道岩見沢市９条西13丁目１番地10　ビバハイツＶ105号
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１０３号
北海道登別市若山町４丁目６番地10　若山アパートＢ101号室
債務者　小嶋　伸幸
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
北海道白老郡白老町字北吉原168番地161
債務者　矢波　佳浩
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷388番地の４古氷町営住宅団地26号
債務者　石塚スエ子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３６８号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ウエルカーサ秦野二番館111号、前住所神奈川県秦野市渋沢2201番地の８
債務者　堀田　節夫
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６９号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ウエルカーサ秦野二番館111号、前住所神奈川県秦野市渋沢2201番地の８
債務者　堀田千鶴代
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部